

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱

(平成16年7月20日付け 長野県告示 445号)
 (平成16年12月27日付け 長野県告示 695号)
 (平成17年4月1日付け 林務部長通知17森第139号)
 (平成18年4月10日付け 生活環境部長通知18森第96号)
 (平成19年4月19日付け 林務部長通知19森第79号)
 (平成19年12月21日付け 林務部長通知19森第631号)
 (平成20年8月11日付け 林務部長通知20森推野第114号)
 (平成22年3月31日付け 林務部長通知21森推野第213号)
 (平成23年3月30日付け 林務部長通知22森推野第195号)
 (平成24年4月13日付け 林務部長通知24森推野第14号)
 (平成25年3月26日付け 林務部長通知24森推野第213号)
 (平成25年7月22日付け 林務部長通知25森推野第73号)
 (平成26年3月31日付け 林務部長通知25森推野第241号)
 (平成28年3月31日付け 林務部長通知27森推鳥第321号)
 (平成29年3月29日付け 林務部長通知28森推進第340号)
 (平成31年4月1日付け 林務部長通知31森推鳥第5号)
 (令和5年12月18日付け 林務部長通知5森推鳥第238号)
 (令和6年5月10日付け 林務部長通知6森推第183号)
 (令和7年5月27日付け 林務部長通知7森推第218号)

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の実状に応じた野生鳥獣による被害対策を地域住民が自ら考え、及び実施することにより、地域住民と野生鳥獣の共存を実現するため、団体又は農林業者等が行う野生鳥獣総合管理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び国の定める通達等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類		経 費	補助率
野生鳥獣被害防除対策	造林木保護事業	市町村、森林所有者若しくはその森林の管理者、森林組合又は知事が必要と認めた者が行うニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木等被害防止のための忌避剤や防護資材の設置及び資材の購入に要する経費	2分の1以内
	食害防止物理柵事業	市町村、森林所有者若しくはその森林の管理者、森林組合又は知事が必要と認めた者が行うニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木食害防止のための物理柵の設置及び資材の購入に要する経費	2分の1以内
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	市町村、森林所有者若しくはその森林の管理者、森林組合又は知事が必要と認めた者が行うツキノワグマ等による造林木の樹皮剥ぎを防止するためのテープ巻き等の施工及び資材の購入に要する経費	2分の1以内
野生鳥獣捕獲・管理	集落等捕獲隊活動支援事業	市町村、集落又は保護管理対策協議会が行うニホンジカ等の捕獲において、集落等捕獲隊が行う、止め刺し、見回り、埋設処理等に要する経費	2分の1以内

事業の種類		経 費	補助率
野生鳥獣捕獲・管理	集落等捕獲隊活動支援事業	市町村、集落又は保護管理対策協議会が行うニホンジカ等の捕獲において、集落等捕獲隊が行う、止め刺し、見回り、埋設処理等に要する経費	2分の1以内
	広域捕獲支援事業	市町村又は保護管理対策協議会が行うニホンジカ等の個体数調整において、広域捕獲隊を編成した捕獲にあたっての事前準備等に要する経費及び捕獲実施、残渣処理場整備等に要する経費	2分の1以内
	シカ大量捕獲施設設置事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカを大量捕獲するための施設の設置等に要する経費	2分の1以内
	捕獲檻等購入支援事業	市町村、保護管理対策協議会、森林組合、農業協同組合及び牧野組合等が行うニホンザル、イノシシ又はニホンジカ等を捕獲するための檻やわなの購入に要する経費	2分の1以内
	搬出機材整備支援事業	市町村又は保護管理対策協議会が捕獲したニホンジカ等を搬出するための機材の購入に要する経費	2分の1以内
	大型獣緊急捕獲・放獣事業	市町村又は保護管理対策協議会が行う、ツキノワグマの学習放獣及び市街地等に出没した大型獣の捕獲等に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人畜、農作物等へ危害を加え、又は加えるおそれのあるツキノワグマを捕獲するためのはこわなの購入及び設置管理に要する経費 (2) 捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマを奥山等へ放獣するために要する経費 (3) 市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没した大型獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、ニホンザル）の捕獲、放獣、追い払いに要する人件費、資材費、交通費	2分の1以内
	個体数調整事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、鳥獣被害対策実施隊によるニホンジカ、ニホンザル又はイノシシの幼獣の数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費及び捕獲した個体を埋設又は焼却するために要する経費	2分の1以内
	鳥獣被害対策実施隊員支援事業	市町村又は、保護管理対策協議会が鳥獣被害対策実施隊員へ補助するために要する経費	2分の1以内
	再造林推進シカ捕獲サポート事業	市町村が森林内での鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織（以下「林内捕獲サポート隊」という。）を設置する場合において、次に掲げる事項を実施するのに要する経費 (1) 林内捕獲サポート隊の作業内容に係る研修、会議等 (2) 林内捕獲サポート隊が実施するわなの見回り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業やシカ防護柵等の見回り	10分の10以内

事業の種類	経費	補助率	
野生鳥獣保護管理体制整備	銃猟者確保・育成支援事業	市町村又は、保護管理対策協議会が新規銃猟者の銃砲所持許可取得に対して補助するために要する経費及び新規銃猟者を確保・育成するために熟練狩猟者が行う指導に対して補助するために要する経費	2分の1以内
	銃猟者育成射撃場整備支援事業	市町村、広域連合、郡町村会又は、保護管理対策協議会が猟友会の管理運営する射撃場の整備を補助するために要する経費	2分の1以内
ツキノワグマ総合対策事業	クマ出没防止対策支援事業	ツキノワグマの里地への出没及び人身被害防止のために市町村が実施する出没防止対策に要する経費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費及び保険料）ただし、捕獲報奨金、銃（麻酔銃を除く。）、処理加工施設、射撃場の整備等を除く	第2第2項による
	クマ出没体制整備支援事業	市町村が実施する、ツキノワグマの市街地や集落等への出没時の体制構築に要する経費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費及び保険料）ただし、捕獲報奨金、銃（麻酔銃を除く。）、処理加工施設、射撃場の整備等を除く	
	クマ対策実施隊支援事業	住居集合地域等・通学路・学校等の人身被害に直結する箇所において、ツキノワグマの出没及び人身被害を防止するために実施する、鳥獣被害対策実施隊によるクマの追い払いや見回り活動に要する経費（日当・報酬、車両の借料および損料、必要な物品の購入費用）ただし、捕獲報奨金、銃（麻酔銃を除く。）、処理加工施設、射撃場の整備等を除く	

2 ツキノワグマ総合対策事業の補助金額は、事業費に2分の1を乗じて千円未満を切り捨てた金額と4分の1を乗じて千円未満を切上げた金額を合算して得た額以下を補助金額とする。

3 ツキノワグマ総合対策事業の対象経費における支出科目及びその内容は、次の表のとおりとする。

支出科目	内容
諸謝金	講師、専門家等の招聘等、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費
旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費
備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費
資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）
消耗品費	単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費
印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費
通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費

借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費
会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費
賃金等	臨時作業員等日々雇用者に対する賃金のほか、市町村の会計年度任用職員に支給する報酬・給与・期末手当等の支払いに要する費用
雑役務費	手数料、事業者等に外注して行う調査、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費
保険料	捕獲又は調査等に従事する者の保険料
その他	その他必要な経費で知事が承認した経費

(補助金交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

(1) 補助事業に係る経費の配分又は内容を次のように変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

ア 事業種類相互間において補助金の2割を超えて流用しようとするとき。

イ 事業の実施場所を変更しようとするとき。

ウ 事業種類を追加しようとするとき。

エ 事業の主要な実施内容を変更しようとするとき。

オ 補助金額を変更しようとするとき。ただし入札結果によるものを除く。

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止をしようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。

2 次に掲げる事項は、ツキノワグマ総合対策事業に対する補助金交付の条件とする。

(1) 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機器、備品及びその他の財産について、取得財産等管理台帳を備え、適正に管理すること。

(2) 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機器、備品及びその他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間においては、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 前号に規定する当該期間内に承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(4) 事業遂行のため売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(5) 交付対象事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておくとともに、支

出額について、その支出内容を証する書類を整備すること。

(6) 前項の収支簿その他の証拠書類を交付対象事業の完了の日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。

(7) 知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、その交付金の経理について調査し、指導し、又は報告を求めることができる。

3 前項に掲げるもののほか、事業の遂行に特に必要と認められる事項について、条件を付すことがある。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請書及び野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付変更申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画内訳書

(2) 事業実施位置図

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前第2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第7第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(変更承認申請)

第5 第3第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業に係る経費の配分又は内容を変更しようとするとき 野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書

(2) 補助事業を中止しようとするとき 野生鳥獣総合管理対策事業中止承認申請書

(3) 補助事業を廃止しようとするとき 野生鳥獣総合管理対策事業廃止承認申請書

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 野生鳥獣総合管理対策事業完了期限延長承認申請書

(実績報告等)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告は、野生鳥獣総合管理対策事業実績報告書によるものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実行内訳書
- (2) 事業実施位置図
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前 2 項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。ただし、大型獣緊急捕獲・放獣事業については、補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日とする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 7 第 4 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 4 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(補助金交付の請求)

第 8 補助事業者が補助金交付の請求をしようとするときは、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第 9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第 10 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、助事業施行地を管轄する地域振興局長を経由するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 16 年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の規定は、平成 17 年度の事業から適用する。
- 3 この要綱の規定は、平成 18 年度の事業から適用する。
- 4 この要綱の規定は、平成 19 年度の事業から適用する。
- 5 この要綱の規定は、平成 20 年度の事業から適用する。

- 6 この要綱の規定は、平成 22 年度の事業から適用する。
- 7 この要綱の規定は、平成 23 年度の事業から適用する。
- 8 この要綱の規定は、平成 24 年度の事業から適用する。
- 9 この要綱の規定は、平成 25 年度の事業から適用する。
- 10 この要綱の規定は、平成 25 年 8 月以降実施の事業から適用する。
- 11 この要綱の規定は、平成 26 年度の事業から適用する。
- 12 この要綱の規定は、平成 28 年度の事業から適用する。
- 13 この要綱の規定は、平成 29 年度の事業から適用する。
- 14 この要綱の規定は、平成 31 年度の事業から適用する。
- 15 この要綱の規定は、令和 5 年 12 月 18 日以降実施の事業から適用する。
- 16 この要綱の規定は、令和 6 年度の事業から適用する。
- 17 この要綱の規定は、令和 7 年度の事業から適用する。